

# 熊本地震で被災した人への支援制度

本人が来庁できない場合は委任状が必要です。詳しくはお尋ねください。

## ●市災害見舞金

本市に住民登録のある人で、次に当てはまる人が対象です。

### 1 人身・住家への見舞金

区分	見舞金額	必要書類	申し込み 問い合わせ先
死亡または負傷	死亡	20万円	福祉課 (西合志庁舎) ☎242-1149
	負傷(全治1カ月以上)	2万円	
住家	全壊または大規模半壊	10万円	
	半壊	5万円	
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>負傷は地震による直接的なけがが対象。地震後の後片付けでけがをした場合や病気などは対象外です。</li> <li>この見舞金にあわせて、県などの義援金の対象となる場合もあります。</li> <li>人身への見舞金は、災害弔慰金、災害障害見舞金との併給はできません。</li> </ul>		

### 2 商業・農業関係者への見舞金

区分	見舞金額	必要書類	申し込み 問い合わせ先	
小売店の商品	被害額10万円以上	1万円	商工振興課 (合志庁舎) ☎248-1115	
	被害額2万円以上10万円未満	5千円		
家畜死傷	大家畜	牛馬1頭	2万円	農政課 (合志庁舎) ☎248-1445
	小家畜	豚1頭	5千円	
		鶏1羽	200円	
家畜用施設	300㎡以上	全壊	10万円以内	
		半壊	5万円以内	
施設園芸施設	1,000㎡以上	全壊	5万円以内	
		半壊	2万5千円以内	
農地	1㌖を超える面積	10㌖当たり	1万円以内	
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>小売店の商品は、生鮮食品、冷凍食品などの冷凍冷蔵を必要とする商品です。</li> <li>家畜の死傷は、1戸当たりの限度額が10万円です。</li> <li>農地被害は、1戸当たりの限度額が5万円です。</li> <li>施設園芸施設は、ビニールのみは除きます。</li> </ul>			

## ●生活支援制度など

制度	対象	内容	申し込み 問い合わせ先
被災者生活 再建支援制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>住家が全壊・大規模半壊の被害認定(り災証明書)を受けた人</li> <li>住家が半壊または大規模半壊の被害認定(り災証明書)を受けた人で、その住家を解体する人</li> </ul> ※被災時にその住家に住んでいた人が対象。	<ul style="list-style-type: none"> <li>基礎支援金37万5千円～100万円</li> <li>加算支援金37万5千円～200万円</li> </ul>	福祉課 (西合志庁舎) ☎242-1149  ※必要書類はお尋ねください。
災害援護資金 の貸付	負傷した、または住家被害(全壊・大規模半壊・半壊)や家財被害を受けた世帯主	被害の種類や程度に応じて災害援護資金の貸し付けを行ないます。(所得制限あり) <ul style="list-style-type: none"> <li>貸付額150～350万円、要連帯保証人、利率年3%(据置期間中は無利子)、据置期間3年、償還期間10年(据置期間含む)、年賦または半年賦償還</li> </ul>	
災害弔慰金	地震で亡くなった人の遺族	亡くなった人が <ul style="list-style-type: none"> <li>生計維持者の場合 500万円</li> <li>生計維持者以外の場合 250万円</li> </ul>	
災害障害 見舞金	両眼失明、要常時介護、両上肢ひじ関節以上切断などの障害を受けた人	地震により重度の障害を受けた人が <ul style="list-style-type: none"> <li>生計維持者の場合 250万円</li> <li>生計維持者以外の場合 125万円</li> </ul>	

## ●医療・介護に関する減免

制度	対象	内容	申し込み 問い合わせ先
医療費の一部負担金の免除 ①国民健康保険 ②後期高齢者医療制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>住家の全壊・半壊またはこれに準ずる被害を受けた人</li> <li>主たる生計維持者が               <ul style="list-style-type: none"> <li>死亡、または重篤な傷病などを負った人</li> <li>行方不明になっている人</li> <li>業務を廃止、または休止した人</li> <li>失職し、現在収入がない人</li> </ul> </li> </ul>	医療機関の窓口で左記のいずれかに当てはまることを申告すると、医療費の一部負担金(窓口負担)が免除されます。(平成28年7月末受診分まで) ※申告内容について、後日、市などが確認する場合があります。	①健康づくり推進課 (西合志庁舎) ☎242-1183  ②高齢者支援課 (西合志庁舎) ☎242-1109
後期高齢者医療保険料の減免	被保険者の世帯主の住家が全壊または半壊の被害を受けた人	損害の程度に応じて後期高齢者医療保険料を減免します。 【必要書類】後期高齢者医療保険料減免申請書、り災証明書(写し可)、印鑑	高齢者支援課 (西合志庁舎) ☎242-1109
介護保険サービス利用料の免除	<ul style="list-style-type: none"> <li>住家の全壊・半壊またはこれに準ずる被害を受けた人</li> <li>主たる生計維持者が               <ul style="list-style-type: none"> <li>死亡、または重篤な傷病などを負った人</li> <li>行方不明になっている人</li> <li>業務を廃止、または休止した人</li> <li>失職し、現在収入がない人</li> </ul> </li> </ul>	介護サービス事業所などの窓口で左記のいずれかに当てはまることを申告すると、利用料(利用者負担)が免除されます。(平成28年7月末利用分まで) ※申告内容について、後日、市などが確認する場合があります。	
介護保険料の減免	本人または世帯の生計維持者の住家が全壊・大規模半壊・半壊と判定された第1号被保険者 ※地震により世帯の生計維持者が死亡・行方不明・障害を受けた・著しい収入減となった第1号被保険者も当てはまる場合があります。	損害の程度に応じて介護保険料を減免します。 【必要書類】介護保険料減免申請書、り災証明書(写し可)、印鑑、対象の事実が分かるもの	

## ●子育てに関する減免

制度	対象	内容	申し込み 問い合わせ先
児童扶養手当の所得制限緩和	所得制限を受けている児童扶養手当受給者で、受給者本人または所得税法に定める控除対象者もしくは扶養親族が有する住宅などの被害額(保険金・損害賠償などで補充された額を除く)が、その価格の2分の1以上の損害を受けた人	児童扶養手当の所得制限を緩和します。 【必要書類】児童扶養手当被災状況書、り災証明書(写し可)、印鑑	子育て支援課 (西合志庁舎) ☎242-1159
教育・保育施設利用料(保育料など)の減免	保護者が次のいずれかに当てはまる人(前年所得による制限があります) <ul style="list-style-type: none"> <li>地震により死亡、または障害を受けた人</li> <li>住家が、り災証明書により全壊・大規模半壊・半壊と判定された人</li> <li>長期入院あるいは事業の廃止などにより、前年中の所得金額に対し10分の5以上減少すると認められる人</li> </ul> ※保護者とは、支給認定子どもの支給認定保護者または扶養義務者をいいます。	損害の程度に応じて教育・保育施設利用料(保育料など)を減免します。 ※教育・保育施設とは、認可保育所、認定こども園、小規模保育所、家庭的保育室、事業所内保育室、幼稚園などをいいます。 【必要書類】徴収金減免申請書、り災証明書(写し可)、印鑑、対象の事実が分かるもの	

※住宅や店舗の災害復旧費助成については8～9ページをご覧ください。  
※税の減免については平成28年5月12日発行の広報臨時号をご覧ください。

